

2025年10月30日

各 位

会 社 名 ククレブ・アドバイザーズ株式会社
代 表 者 名 代表取締役 宮寺 之裕
(コード番号：276A 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役執行役員 広報・IR室長 玉川 和信
(TEL 03-6272-8642)

公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、2025年10月30日開催の取締役会において、公募及び第三者割当による新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達の背景と目的】

当社グループ（当社及び当社の関係会社。以下同じ。）は、「全ての企業不動産へのソリューションを通じて、日本の経済・産業に貢献する。」を企業理念に掲げ、AIを中心とした不動産テックシステムを活用した企業不動産（CRE）へのソリューション提供及び不動産テックシステムの開発・販売を行っております。

CREの中でも大手の不動産プレイヤーが金額や規模などの問題で取り扱わないコンパクトサイズの物件を商材としてフォーカスし、不動産テックを活用しながら企業間の不動産ニーズのマッチングやソリューション提供を行っております。これらを通じて、今あるストック（不動産）を大切に再生する、という想いを「Compact CRE for Re Born」として、その頭文字を取った「CCReB（ククレブ）」が当社の社名の由来となっております。

当社グループは、CREソリューションに関するビジネスと不動産テックビジネスとが有機的に一体となりCREに関する事業を運営しているため、有価証券報告書上はCREソリューション事業の単一セグメントではありますが、「CREソリューションビジネス」、「不動産テックビジネス」の2つのビジネスを展開しております。それぞれの事業の特徴は以下のとおりとなります。

（1）CREソリューションビジネス

企業が抱えるCREに関する様々なニーズや課題に対して、不動産テックを活用し企業にとって最適なソリューションをカスタムメイドによって提案、サービスの提供などを行うことが当社グループのビジネスモデルとなります。CREアドバイザー・CREファンド組成・プロジェクトマネジメント・バランスシートを活用した不動産投資・バランスシートを活用した不動産賃貸・不動産賃貸など、CREに関する豊富な不動産プレイヤーとのリレーションや企業に対するCRE提案営業の実績と経験により蓄積したノウハウにより、企業に対してワンストップで幅広いソリューションサービスを提供しております。

（2）不動産テックビジネス

不動産業界は、DX推進が大きく遅れている業界の一つとして挙げられることが多く、その背景には不動産業界特有の情報の非対称性や属人的な営業活動等があると考えられております。加えて、不動産業界の中でもBtoBの分野にあたる企業向けのCRE営業活動においては、数多ある企業の不動産ニーズの把握からアプロ

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

ーチ、ニーズの解決、取引の推進までの一連の業務フローのほとんどがデジタル化されておらず、アナログで行われているのが現状です。当社では、これまでの長年の経験と知見に基づき、こうした不動産業界における不動産売却や購入ニーズの発掘から実際の取引成約に至るまでの取引の一連の過程について、テックシステムを開発し、不動産プレイヤー（不動産会社、資産運用会社、金融機関、建設会社、不動産調査会社等）向けにサブスクリプションサービス等として複数のサービスの提供を行っております。

上記のとおり、マーケットでの独自のポジショニングを展開する中、企業のCRE戦略へのニーズの高さや上場による認知度向上などの要因も相まって、全国の産業集積地を中心にCRE関連の案件パイプラインが継続的に積み上がっており、不動産テックシステムにおいても、ユーザーの利便性向上に向けた施策を継続的に実施しております。また、本年4月に企業の土地有効活用支援に関する新規事業として、「有効活用不動産のマスターリース事業」の立ち上げを決定し、更なる収益機会の拡大を実現して参ります。加えて、本年5月に地主株式会社と、不動産投資案件情報を連携した共同投資や不動産テックシステムの共同開発を具体的な取組みとした業務提携契約を締結し、今後の事業展開に向けた戦略的な事業基盤の整備を推進しております。

さらに、当社グループは2025年10月14日に、2026年8月期から2028年8月期の3か年を対象とする中期経営計画「A Tech-Driven Platform Strategy」を策定し、不動産テックを起点としたCREソリューションの高い『質』と『成長性』を通じたビジネス展開の加速により、CREプラットフォーマーとしての地位確立を目指してまいります。CREソリューションビジネスでは、戦略的アライアンス、各サービスの強化、CRE×M&Aの戦略を掲げ、ネットワーク拡大を通じたCREプラットフォーマーとしての事業成長を推進してまいります。不動産テックビジネスでは、不動産テックシステムの機能強化と利用拡大を推進し、さらには不動産テック関連企業とのアライアンスによる事業拡大も目指してまいります。

CREソリューションビジネスにおける拡大するCREニーズを背景とした、新規パイプラインに係る物件取得のための投融資の推進は、この中期経営計画の実現に資する諸施策の一つであります。

当社は、本資金調達に際して、借入れを含めた調達手法の検討を行ってまいりましたが、当社グループのさらなる成長に向けて継続的な投資を実行するためには、財務基盤を強化する必要があるため、そのためには、新株式発行による資金調達を行うことが財務戦略上の最適な選択肢であると判断いたしました。当社は本資金調達を通じて、中長期的な企業価値の最大化を目指すとともに、CREマーケットにおける「プラットフォーマー」としての確固たる地位を確立するべく引き続き邁進してまいります。

また、上記新株式発行と同時に当社株式の売出しを決議しております。本売出しは投資家層の拡大及び当社株式の流動性の向上に資するものと考えております。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 561,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年11月17日(月)から2025年11月19日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社（単独ブックランナー）及びS M B C日興証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
公募による新株式発行の募集株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日 |
| (7) 払込期日 | 2025年11月21日(金)から2025年11月26日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の4営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 宮寺之裕に一任する。 | |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

2. 地主株式会社及びエムエル・エステート株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行（並行第三者割当増資）

- | | |
|--|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 154,900株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先及び割当数 | 地主株式会社 108,400株
エムエル・エステート株式会社 46,500株 |
| (5) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日。なお、一般募集における申込期間と同一とする。 |
| (6) 払込期日 | 一般募集における払込期日と同一とする。 |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |
| (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他並行第三者割当増資に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 宮寺之裕に一任する。 | |
| (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |
| (10) 一般募集が中止となる場合は、並行第三者割当増資も中止する。 | |

3. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- | | |
|----------------|--|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 63,000株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 宮寺之裕 20,000株
合同会社ティー・エム・ティー 20,000株
小室 仁 20,000株
合同会社ステルラ 3,000株 |
| (3) 売出価格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。） |
| (4) 売出方法 | 売出しとし、引受人に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受価額（引受人より売出人に支払われる金額）を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。 |

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

- (5) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日。なお、一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 宮寺之裕に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、引受人の買取引受による売出しも中止する。

4. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 93,600株
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況等を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 みずほ証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から93,600株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 宮寺之裕に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

5. みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 93,600株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 2025年12月22日(月)
- (6) 払込期日 2025年12月23日(火)
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 宮寺之裕に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行も中止する。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「4. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び「3. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から93,600株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、93,600株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況等により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は2025年10月30日(木)開催の取締役会において、前記「5. みずほ証券株式会社の割当先とする第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社の割当先とする当社普通株式93,600株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、2025年12月23日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2025年12月18日(木)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

2. 今回の一般募集、並行第三者割当増資及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	4,316,483株 (2025年10月30日現在)
(2) 一般募集による増加株式数	561,000株
(3) 一般募集後の発行済株式総数	4,877,483株
(4) 並行第三者割当増資による増加株式数	154,900株
(5) 並行第三者割当増資後の発行済株式総数	5,032,383株
(6) みずほ証券株式会社を割当先とする 第三者割当増資による増加株式数	93,600株 (注)
(7) みずほ証券株式会社を割当先とする 第三者割当増資後の発行済株式総数	5,125,983株 (注)

(注) 前記「5. みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集、並行第三者割当増資及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限3,895,192,550円について、2027年8月期までに、当社グループのCREソリューションビジネスにおける投資物件取得資金に3,795,192,550円、不動産テックビジネスにおけるシステム開発資金に100,000,000円を充当する予定であります。

なお、投資物件においては、並行第三者割当増資における割当先であるエムエル・エステート株式会社との共同投資案件が含まれ、また、システム開発資金については、並行第三者割当増資における割当先である地主株式会社とのシステムの共同開発資金が含まれております。

具体的な資金需要の発生までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することにより、当社グループの財務基盤の強化及び中長期的な企業価値の最大化につながるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けておりますが、当社は現在成長過程にあることから、ビジネスチャンスを逸することなく収益基盤の多様化や収益力強化のための事業資金としての活用を最優先としつつ、財務基盤強化のための内部留保も充実させることが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。今後の配当政策の基本方針としましては、当社の業績や財務状況、事業環境等を総合的に勘案し、株主利益の最大化と内部留保のバランスを図りながら検討していく方針です。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の拡大発展と効率化の実現のための資金として、有効に活用してまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期
1株当たり連結当期純利益	47.80円	84.29円	110.46円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	10.00円 (－円)	17.00円 (－円)	22.00円 (－円)
実績連結配当性向	20.9%	20.2%	19.9%
自己資本連結当期純利益率	25.4%	34.2%	29.1%
連結純資産配当率	5.3%	6.9%	5.7%

(注) 1. 当社は、2024年11月28日に株式会社東京証券取引所グロース市場に上場しております。

2. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

3. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(連結貸借対照表上の純資産合計から新株予約権を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。

4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

5. 2025年8月期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による監査を終了していないため、未監査の連結財務諸表に基づいております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

ただし、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しと並行して並行第三者割当増資が行われます。並行第三者割当増資にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく一般募集及び引受人の買取引受による売出しの引受人からの要請を遵守しており、仮に並行第三者割当増資が一般募集または引受人の買取引受による売出しにおける親引け(発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)として行われた場合であっても、実質的に、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。

なお、一般募集が中止となる場合は、並行第三者割当増資も中止いたします。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

当社は会社法の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

なお、一般募集及び第三者割当増資後の当社の発行済株式総数に対する潜在株式数の比率は7.30%です。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

決議日	新株式発行 予定残数	行使時の 払込金額	資本組入額	行使期間
2022年7月1日	315,054株	550円	277.50円	2023年12月1日から 2032年7月5日まで

(3)過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

・新規上場時有害一般募集増資による新株式の発行

払込期日	2024年11月27日
調達資金の額	549,360,000円（差引手取概算額）
発行価額	950円
募集時における発行済株式数	3,463,637株
当該募集による発行株式数	640,000株
募集後における発行済株式総数	4,103,637株
発行時における当初の資金使途	①さらなる事業規模の拡大のための営業部門及びコーポレート部門の人件費関連資金、②CREソリューション事業のための広告宣伝費、③事業規模拡大に伴う従業員数の増加に向けての本店移転経費に充当
発行時における支出予定時期	2025年8月期から2027年8月期までの適切な時期
現時点における充当状況	① 人件費関連資金については、2025年8月期での充当額は120百万円となります。未充当金額は292百万円であり、2026年8月期以降に適切に充当してまいります。 ② 広告宣伝費については、2025年8月期での充当額は27百万円となります。未充当額は117百万円であり、2026年8月期以降に適切に充当してまいります。 ③ 本店移転経費の未充当額は152百万円であり、2026年8月期以降に適切に充当してまいります。

・オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行

払込期日	2024年12月30日
調達資金の額	158,718,400円（差引手取概算額）
発行価額	874円
募集時における発行済株式数	4,103,637株
当該募集による発行株式数	181,600株
募集後における発行済株式総数	4,285,237株
割当先	みずほ証券株式会社
発行時における当初の資金使途	上記「新規上場時有害一般募集増資による新株式の発行」の「発行時における当初の資金使途」と同じ
発行時における支出予定時期	
現時点における充当状況	

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

・最近3決算期間の状況

	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期	2026年8月期
始 値	－円	－円	1,250円	7,540円
高 値	－円	－円	8,190円	7,800円
安 値	－円	－円	972円	5,090円
終 値	－円	－円	7,690円	5,090円
株価収益率	－倍	－倍	69.62倍	－倍

- (注) 1. 当社は、2024年11月28日に株式会社東京証券取引所グロース市場に上場いたしましたので、それ以前の株価及び株価収益率についての該当項目はありません。
2. 2026年8月期の株価については、2025年10月29日(水)現在で表示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額（2025年8月期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による監査を終了していないため、未監査の連結財務諸表に基づいております。）で除した数値であります。なお、2026年8月期の数値については、未確定のため記載しておりません。

・最近6か月間の状況

	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月
始 値	3,570円	4,460円	5,260円	5,890円	7,540円	6,650円
高 値	4,640円	7,580円	6,460円	8,190円	7,620円	7,800円
安 値	3,430円	4,360円	4,830円	5,860円	6,480円	5,090円
終 値	4,390円	5,240円	5,900円	7,690円	6,680円	5,090円

(注) 2025年10月の株価については、2025年10月29日(水)現在で表示しております。

・発行決議日前営業における株価

	2025年10月29日
始 値	5,230円
高 値	5,250円
安 値	5,090円
終 値	5,090円

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等 該当事項はありません。

(4)ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、並行第三者割当増資の割当予定先である地主株式会社及びエムエル・エステート株式会社は、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社（以下「共同主幹事会社」と総称する。）に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、共同主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、原則として並行第三者割当増資により取得した当社普通株式

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

を含む当社株式の売却等を行わない旨合意しております。なお、地主株式会社及びエムエル・エステート株式会社の当社株式の保有方針は、それぞれ後記「8. 割当先の選定理由等 (3) 割当先の保有方針」をご参照下さい。

また、一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である宮寺之裕、合同会社ティー・エム・ティー、小室仁及び合同会社ステルラ並びに当社株主である株式会社フィールド・パートナーズ、株式会社シーアールイー、及び玉川和信は、みずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。)を行わない旨合意しております。

さらに、一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式に転換もしくは交換されうる有価証券または当社普通株式を取得する権利を表章する有価証券の発行等(ただし、一般募集、並行第三者割当増資、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行、新株予約権の権利行使による当社普通株式の交付並びに譲渡制限付株式の発行または交付等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社又はみずほ証券株式会社はロックアップ期間中でもその裁量で当該合意の内容を一部または全部につき解除できる権限を有しております。

(5) 目論見書の電子交付について

引受人及びみずほ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、書面ではなく、すべて電子交付により行います。目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます(金融商品取引法第27条の30の9第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2第1項)。したがって、当該同意が得られない場合、また、当該同意が撤回された場合(企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2第6項)は、目論見書の電子交付はできませんが、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおいて、引受人及びみずほ証券株式会社は当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ当社普通株式を販売します。

6. 資金使途の合理性に関する考え方

一般の調達資金は、前記「本資金調達の背景と目的」に記載のとおり、2025年10月14日付で公表した中期経営計画FY2026-FY2028“A Tech-Driven Platform Strategy”において、当社の更なる成長戦略として、CREソリューションビジネスにおける投資物件取得資金及び不動産テックビジネスにおけるシステム開発資金に充当することにより、当社グループの財務基盤の強化及び中長期的な企業価値の最大化につながるものと考えております。したがって、資金使途は、合理性があるものと考えております。

7. 並行第三者割当増資の発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

並行第三者割当増資の払込金額は、一般募集における発行価格と同額といたします。一般募集の発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により決定いたします。

上記の並行第三者割当増資の払込金額の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当する適切な決定方法であると当社は判断しており、

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

並行第三者割当増資の払込金額は会社法に定める特に有利な金額による発行には該当しないものと判断しております。なお、払込金額の決定方法に係る適法性につきましては、2025年10月30日(木)開催の取締役会において、監査役3名（うち社外監査役3名）全員が適法である旨意見を表明しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

並行第三者割当増資により発行される株式数は154,900株（議決権の数1,549個）であり、2025年10月30日現在の当社の発行済株式総数4,316,483株に対する割合は3.59%（2025年8月31日現在の総議決権数42,697個に対する割合は3.63%）に相当するものであります。なお、一般募集及び並行第三者割当増資並びに本件第三者割当増資により発行される合計株式数は最大809,500株（議決権の数最大8,095個）であり、2025年10月30日現在の当社の発行済株式総数4,316,483株に対する割合は最大18.75%（2025年8月31日現在の総議決権数42,697個に対する割合は最大18.96%）に相当するものであります。これにより希薄化が生じることとなりますが、今回の調達資金は、CREソリューションビジネスにおける投資物件取得資金及び不動産テックビジネスにおけるシステム開発資金に充当する予定であり、当社のさらなる企業価値の向上に資するものであるため、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

8. 割当先の選定理由等

（1）割当先の概要

①地主株式会社（2025年6月30日時点）

(1)	名	称	地主株式会社							
(2)	所	在	地	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号						
(3)	代	表	者	の	役	職	・	氏	名	代表取締役社長 西羅 弘文
(4)	事	業	内	容	不動産投資事業、不動産賃貸事業、資産運用事業					
(5)	資	本	金	6,461百万円						
(6)	設	立	年	月	日	2000年4月7日				
(7)	発	行	済	株	式	数	21,569,700株（自己株式886,972株を含む）			
(8)	決	算	期	12月期						
(9)	従	業	員	数	115人（連結）					
(10)	主	要	取	引	先	地主プライベートリート投資法人、SMFLみらいパートナーズ株式会社、エムエル・エステート株式会社				
(11)	主	要	取	引	銀	行	株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行			
(12)	大株主及び持株比率	松岡 哲也				13.95%				
		日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）				11.84%				
		株式会社日本カストディ銀行（信託口）				8.26%				
		合同会社松岡				4.42%				
		西羅 弘文				1.91%				
		入江 賢治				1.12%				
		永岡 幸憲				0.96%				
		野村證券株式会社				0.88%				
		株式会社日本カストディ銀行（信託口4）				0.78%				

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

	株式会社ニチレイ	0.75%	
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係	資 本 関 係	該当事項はありません。	
	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	取 引 関 係	当社と割当先は不動産売買に関する取引関係にあります。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
	(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く。）		
決算期	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
連 結 純 資 産	30,960	31,501	44,800
連 結 総 資 産	72,153	101,482	115,417
1 株 当 たり 連 結 純 資 産（円）	1,690.17	1,915.86	2,181.23
連 結 売 上 高	49,887	31,597	57,068
連 結 営 業 利 益	6,411	6,154	8,677
連 結 経 常 利 益	5,943	5,718	8,265
親会社株主に帰属する当期純利益	3,641	4,709	6,087
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益（円）	199.16	267.76	334.89
1 株 当 たり 配 当 金（円） （うち1株当たり中間配当額）	55.00	55.00	85.00 (42.50)

※割当先は、株式会社東京証券取引所プライム市場に上場しており、割当先が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

②エムエル・エステート株式会社（2025年10月30日時点）

(1) 名 称	エムエル・エステート株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 松井雅人
(4) 事 業 内 容	建物リース等、不動産に関連するお客さまへのファイナンスサポート
(5) 資 本 金	10百万円
(6) 設 立 年 月 日	1993年12月3日
(7) 決 算 期	3月期
(8) 従 業 員 数	55人（連結）
(9) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	みずほリース株式会社 100%
(10) 当 事 会 社 間 の 関 係	
資 本 関 係	割当先は当社の株式90,919株を保有しています。（2025年8月31日現在）
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	当社と割当先は不動産売買に関する取引関係にあります。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。			
(11) 最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く。）					
決算期		2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	
純	資	産	25,321	30,900	38,645
総	資	産	404,717	571,976	919,330
売	上	高	124,433	209,230	244,388
営	業	利	益	7,052	9,614
経	常	利	益	7,454	9,948
当	期	純	利	益	4,912
			6,561	9,565	
相手先との守秘義務に基づき、発行株式数、主要取引先及び主要取引銀行については公表を控えさせていただきます。					

※当社は、割当先の親会社であるみずほリース株式会社が2025年6月30日に株式会社東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認することにより、割当先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。また、当社は、割当先と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2)割当先を選定した理由

①地主株式会社

割当先である地主株式会社と当社とは、2025年5月27日付で業務提携契約を締結しております。当該業務提携契約締結後、すでに相互に不動産取引を実行するなど成果も出ている中、2025年10月14日付で公表した中期経営計画FY2026-FY2028“A Tech-Driven Platform Strategy”において、当社の更なる成長戦略において、一定の投資金額を超えるCRE案件への取組手法として、パートナー企業との共同投資、CREファンド組成という取組方針を掲げております。今後の両者のより一層の事業成長及びシナジー創出を目的とし、既に締結した業務提携契約を基盤としつつ、資本関係を含むより強固な提携に発展させることを目的とし、同社を割当先として選定いたしました。

②エムエル・エステート株式会社

割当先であるエムエル・エステート株式会社と当社とは、当社の東京証券取引所グロス市場上場前である2021年12月16日に資本業務提携契約を締結し、これまでも同社の親会社である、みずほリース株式会社の顧客向けCRE戦略提案の共同実施、同社からの不動産投資のためのファイナンス機能（ブリッジ取引）の提供など、広範囲な業務連携・支援を受けてまいりました。

このような中、2025年10月14日付で公表した中期経営計画FY2026-FY2028“A Tech-Driven Platform Strategy”において、当社の更なる成長戦略として、一定の投資金額を超えるCRE案件への取組手法については、パートナー企業との共同投資、CREファンド組成を取り組んでいく方針を掲げております。当社及び同社のより一層の事業成長及びシナジー創出を企図して、既に締結した資本業務提携契約を基盤に、相互の機能提供をより強化することを目的とした業務提携を拡充する内容の契約を締結するとともに、同社を割当先として選定いたしました。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

(3)割当先の保有方針

①地主株式会社

割当先は、当社の業務提携先であり、今後のより強固な提携のため、当社株式を長期的に保有する方針です。

割当先より、当該割当先がその他の者に対する割当の払込期日から2年以内に、割当株式の全部又は一部を第三者に譲渡した場合には、当社に書面により報告すること、及び当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆縦覧に供される旨を同意することにつき、確約書を取得する予定です。

なお、一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、割当先は、共同主幹事会社に対し、発行価格等決定日に始まり受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、原則としてその他の者に対する割当により取得した当社普通株式を含む当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

②エムエル・エステート株式会社

割当先は、当社の資本業務提携先であり、今後のより強固な提携のため、当社株式を長期的に保有する方針です。

割当先より、当該割当先がその他の者に対する割当の払込期日から2年以内に、割当株式の全部又は一部を第三者に譲渡した場合には、当社に書面により報告すること、及び当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆縦覧に供される旨を同意することにつき、確約書を取得する予定です。

なお、一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、割当先は、共同主幹事会社に対し、発行価格等決定日に始まり、受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、原則としてその他の者に対する割当により取得した当社普通株式を含む当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

(4)割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①地主株式会社

当社は、割当先の払込みに要する財産の存在について、割当先が2025年8月14日に関東財務局長に提出した第26期半期報告書により、当該割当先が割当予定株式の払込金額の払込みに足りる現預金その他流動資産を保有していることを確認しております。

②エムエル・エステート株式会社

当社は、割当先の払込みに要する財産の存在について、直近の決算公告（2025年3月期）により、当該割当先が割当予定株式の払込金額の払込みに足りる現預金その他流動資産を保有していることを確認しております。

9. 募集後の大株主及び持株比率

募 集 前 (2025年8月31日現在)		募 集 後	
宮寺 之裕	40.96%	宮寺 之裕	34.37%
株式会社フィールド・パートナーズ	9.36%	株式会社フィールド・パートナーズ	7.95%
合同会社ステラ	3.10%	エムエル・エステート株式会社	2.70%
高野 文宏	2.32%	合同会社ステラ	2.58%
エムエル・エステート株式会社	2.11%	地主株式会社	2.13%
株式会社シーアールイー	2.09%	高野 文宏	1.97%
合同会社ティー・エム・ティー	1.79%	株式会社シーアールイー	1.77%
野村證券株式会社	1.64%	野村證券株式会社	1.39%

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。

MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社)	1.61%	MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー M U F G証券株式会社)	1.36%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1.29%	合同会社ティー・エム・ティー	1.13%

(注) 1. 募集前の持株比率は、2025年8月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 募集後の持株比率は、2025年8月31日現在の発行済株式（自己株式を除く）の総数（4,275,846株）に一般募集並びに並行第三者割当増資による増加株式数（715,900株）及び引受人の買取引受による売出しによる減少分を加味し、本件第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の増加株式数（93,600株）を加味して算出しております。

10. 企業行動規範上の手続き

並行第三者割当増資は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

11. 最近3年間の業績

(単位：千円。特記しているものを除く。)

	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期
連 結 売 上 高	703,605	1,269,627	2,555,046
連 結 営 業 利 益	233,147	420,954	612,998
連 結 経 常 利 益	234,638	416,408	598,600
親会社株主に帰属する連結当期純利益	163,356	288,477	445,709
1株当たり連結当期純利益(円)	47.80	84.29	110.46
1株当たり配当金(円)	10.00	17.00	22.00
(内1株当たり中間配当金)	(-)	(-)	(-)
1株当たり連結純資産(円)	208.92	283.68	489.72

(注) 2025年8月期の数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による監査を終了していないため、未監査の連結財務諸表に基づいております。

以 上

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものでもありません。この文書は、当社の公募及び第三者割当による新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集または販売は行われません。